



2025年6月25日

各 位

会社名 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
 代表者 代表取締役社長 荒木直也
 (コード番号：8242 東証プライム)
 問い合わせ先 コーポレートコミュニケーション室長 田中周子
 (TEL 06-6367-3181)

取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月15日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 110,400株
(3) 処分価額	1株につき1,870円
(4) 処分価額の総額	206,448,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 8名 29,000株 (内 監査等委員である取締役 5名 5,000株) 当社の執行役員 6名 18,600株 当社子会社の取締役 7名 34,800株 当社子会社の監査役 1名 1,000株 当社子会社の執行役員 9名 27,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との価値共有や取締役の業績や株式価値への意識をより一層高めることなどを目的として、株式関連報酬として、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を新たに導入することを決議しました。詳細は当社の2025年5月13日付「役員報酬としての譲渡制限付株式導入に関するお知らせ」をご参照ください。

また、2025年6月25日開催の第106期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本制度に基づき、(i) 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けること、(ii) 当該発行又は処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年50,500株以内とすること（なお、当社普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又

は株式併合が行われるなど株式数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）、（iii）譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は、あわせて年額1億5,150万円以内とすること、及び、（iv）譲渡制限付株式の譲渡制限期間や譲渡制限の解除の条件などにつき、ご承認をいただいております。

また、本株主総会で本制度の導入のご承認をいただいたことを受け、当社の執行役員並びに当社の子会社である株式会社阪急阪神百貨店（以下「対象子会社」といいます。）の取締役、監査役及び執行役員に対しても、本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与することとなりました。

以上を踏まえ、①当社は、本制度の目的、当社の業績、職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、それぞれ、（i）当社取締役会の決議に基づき、当社取締役のうち取締役（監査等委員である取締役を除く）3名及び当社の執行役員6名に対して合計79,662,000円の金銭債権を、（ii）当社の監査等委員である取締役の協議に基づき、監査等委員である取締役5名に対して合計9,350,000円の金銭債権を、②対象子会社は、（i）同社取締役会決議に基づき、対象子会社の取締役7名及び執行役員9名に対して合計115,566,000円の金銭債権を、（ii）対象子会社の監査役の協議に基づき、同社監査役1名に対して合計1,870,000円の金銭債権（以下、これらの金銭債権を総称して「本金銭債権」といい、また、本金銭債権の付与を受ける者を総称して「割当対象者」といいます。）を付与することといたしました。また、その上で、当社は、当社取締役会において、本金銭債権を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金1,870円）、割当対象者に対し、当社の普通株式合計110,400株を自己株式処分の方法により付与することを決議いたしました（本自己株式処分）。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。なお、①当社の業務執行取締役及び執行役員、並びに、対象子会社の業務執行取締役及び執行役員に対しては、勤続条件付株式及び業績条件付株式を、②当社の非業務執行取締役（監査等委員である取締役を含む）並びに対象子会社の非業務執行取締役及び監査役に対しては勤続条件付株式を割当てる予定です。

（1）譲渡制限期間

<勤続条件付株式の譲渡制限期間>

割当対象者は、2025年7月15日（以下「本付与日」という）から当社又は対象子会社を含む当社の全ての子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役又は執行役員等の役員等（以下、総称して「役員」といいます。）のいずれの地位をも任期満了により喪失する日までの間（但し、割当対象者が従業員身分を有する執行役員である場合は、当該役員の地位を喪失する日又は従業員身分を喪失する日のいずれか遅い日まで）（以下「譲渡制限期間①」といいます。）、勤続条件付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

<業績条件付株式の譲渡制限期間>

割当対象者は、2025年7月15日（本付与日）から2028年7月31日までの間（以下「譲渡制限期間②」といいます。）、業績条件付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をする

ことはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

<勤続条件付株式の譲渡制限の解除条件>

割当対象者が、本付与日から2026年3月31日（これ以前の日を当社の取締役会が別途定めた場合はその日）までの間（以下「役務提供期間」といいます。）、継続して、割当対象者が金銭債権を支給した会社において役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間①の満了時において、勤続条件付株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

なお、割当対象者が役務提供期間満了後において、死亡・病気その他当社が正当と認める理由（以下「正当理由」といいます。）以外の理由により役員の地位を喪失した場合、譲渡制限は解除しない。

<業績条件付株式の譲渡制限の解除条件>

割当対象者が、役務提供期間継続して、割当対象者に金銭債権を支給された会社において役員の地位にあることに加え、以下の業績条件（以下「業績条件」といいます。）の達成を条件として、本譲渡制限期間②の満了時において、業績条件の達成度合いに応じて業績条件付株式の全部又は一部につき、譲渡制限を解除する。

・指標及び解除株数は以下の基準による。

①指標

指標	2026年度目標数値	ウェイト
連結営業利益	320億円	50%
連結ROIC	5.9%	50%

②業績連動係数

達成度	係数
100%以上	1
100%未満	0

③解除株数

以下の計算式で算出する。

割当株数×（各指標のウェイト×業績連動係数の合計）

ただし、割当対象者が役務提供期間満了後において、本譲渡制限期間②の満了前に正当理由（本譲渡制限期間②の満了前の役員の地位喪失に関しては、任期満了も正当理由に含む。）以外の理由により、役員の地位のいずれも喪失した場合には、譲渡制限を解除しない。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他本割当契約に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社開設した専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部につき、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,870円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上